

日本老年行動科学会 研究助成 実施要綱

令和2年8月29日
日本老年行動科学会
常任理事会 決定

(目的)

第1条 この要綱は日本老年行動科学会（以下、本学会という）の会員の研究水準の向上を目的とした研究助成の実施について必要な事項について定めるものである。

(助成対象となる研究課題)

第2条 本学会の研究助成の対象は以下のいずれかにあてはまる研究課題とする。

- (1) ケアの必要な高齢者への適切な支援に資する行動科学的な研究。
- (2) 高齢者の地域生活、社会生活等に関する行動科学的な研究。
- (3) 働く高齢者の心理の理解や支援に資する行動科学的な研究。

(応募資格)

第3条 本学会の研究助成に応募することができる者は原則として以下の(1)と(2)の要件をいずれも満たしたうえで、(3)か(4)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請者(研究代表者)が本学会会員であること(ただし、研究助成採択後の入会も可とする。非会員は採択後に入会手続きを行うこと)。
- (2) 申請する研究課題について、申請時に他の研究助成を受けていないこと。
- (3) 大学院生(博士前期課程および博士後期課程)、大学院修了後10年未満の研究者。
- (4) 民間企業、医療機関、社会福祉法人、行政等で高齢者に関連する業務に携わっている職員。

(研究助成期間)

第4条 研究助成期間は助成開始から1年間とする。

(研究助成件数)

第5条 研究助成の対象は研究助成の応募があった中から1件を原則とする。

(研究助成金額)

第6条 研究助成金額は1件につき、20万円を限度として支給する。

(研究助成応募方法)

第 7 条 助成を希望する者は、所定の申請書（研究助成申請書様式 1）に必要事項を記載し、本学会の事務局（一般財団法人田中教育研究所内日本老年行動科学会係）に簡易書留で提出すること。なお、申請書は本学会ホームページからダウンロードすること。

(選考及び助成の決定)

第 8 条 応募のあった研究助成については、本学会研究委員会（以下研究委員会という）のもとに研究助成選考審査委員会(以下審査委員会という)を設けて実施する。

(1) 審査委員会は研究助成の審査結果を執行役員会に報告し、助成は承認を経て決定することとする。

(2) 研究助成の採択の可否は当該年度における研究助成期間が開始するまでに申請者に通知するとともに、採択者は本学会ホームページ、ニュースレターにおいて発表する。

(助成採択者の報告義務)

第 9 条 研究助成に採択された者(以下採択者という)は以下のことについて行わなければならない。

(1) 採択者は、研究期間終了後、1 か月以内に研究成果概要報告書を作成し、研究委員会に提出しなければならない。研究成果概要報告書は、A4 サイズの用紙 2 枚を原則とする。

(2) 採択者は領収証等を添付した会計報告書を作成し、研究期間終了後 1 か月以内に研究委員会宛に提出すること。

(研究助成金の執行)

第 10 条 研究助成金は、以下に定めることに留意して執行しなければならない。

(1) 研究助成金の用途は、研究活動に必要な旅費・交通費、人件費、謝金、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、図書費などとし、すべて領収書を必要とする。

(2) 研究助成金の執行は原則助成期間内に全額執行することとし、助成期間終了後、所定の期日までに終了して会計報告書を作成すること。

(3) 研究助成期間内に学会を退会した場合、及び研究成果報告がない場合はただちに全額返金すること。

(研究成果の発表・広報)

第 11 条 採択者は以下に定める方法で自らの研究成果を広報・発表すること。

(1) 採択者は研究成果を本学会のニュースレターに報告し、自らの研究成果を広く本学会会員に広報すること。

(2) 採択者は採択された研究成果について、研究成果概要報告書を基にした A4 サイズ

2枚程度の原稿を作成し、研究期間終了後、1年以内に本学会の機関紙『高齢者のケアと行動科学』において特別論文(ショートレポート)として自らの研究成果を広く社会に発信すること。

(3) 採択者が研究成果を本学会の機関紙『高齢者のケアと行動科学』に原著論文あるいは資料論文として投稿し、掲載された場合は、前項(2)の特別論文(ショートレポート)としての掲載は不要とする。

(4) 前項(3)により投稿した原稿が不採択になり、原著論文あるいは資料論文として掲載されない場合は、前項(2)の規程に基づき、不採択となった日から1年以内に、特別論文(ショートレポート)の原稿を作成し、提出すること。

(5) 本助成金によって実施された課題を学会発表や学術論文等に公表する場合は、本学会による助成を受けたことを記載すること。

(書類の保存)

第12条 研究助成に係る申請書、研究成果概要報告書、会計報告書については、研究委員会において5年間保存する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほかの事項については、日本老年行動科学会理事長が別途定める。

附 則

この要綱は令和3年1月1日から施行し、令和3年度の研究助成から適用する。